

京都府与謝郡与謝野町
字加悦433番地

与謝野 太郎 様

与謝野町保健課

国民健康保険税納入通知書の様式が変わりました

令和8年6月10日付けで送付しました「国民健康保険税納入通知書（別紙「サンプル」参照）」につきまして、国の施策に基づく全国的なシステムの統一に伴い令和8年度から様式をリニューアルしました。

■主な変更点

○レイアウトの整理

国保税額の内訳や課税内容の記載方法が見直されました。

○記載内容の明確化

税額の決定根拠や軽減適用の有無、加入者ごとの詳細などが表示されます。

■その他

通知書の見方は、同封のサンプルをご確認ください。

ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

与謝野町役場

保健課 国保・医療係

TEL0772-43-9022

裏面もご覧ください

◎納税通知について

- 1 この税金は、地方税法及び与謝野町国民健康保険税条例により課税されるものです。
- 2 この通知書は、本年度中に賦課される国民健康保険税の通知書です。
普通徴収の納期は、6月から翌年3月までの10回に分かれています。

◎納税についてのご注意

1 督促手数料

この税金を納期限までに納付されない場合、納期限後30日以内に督促状を発送します。督促状発送後は、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。

2 延滞金

納期限までに納付されない場合は納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した場合（納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した場合）を乗じて計算した延滞金加算されます。

※延滞金特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に1.0%を加算した場合。

3 国民健康保険税の減免

災害による損害を受けたときや生活困窮等、国民健康保険税を納めるにあたって困難な事情があるときは、その状況に応じて国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。納期限までに減免を受けようとする事由を証明する書類を申請書に添付して提出してください。

4 異議申立て

納税通知書に記載されている事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

この処分（賦課決定）の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日から起算して6ヶ月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起できないとされていますが、①異議申立てがあった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことについて正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【国民健康保険税に関するお問い合わせ】

与謝野町役場 保健課 TEL0772-43-9022

表面もご覧ください